



島根県報

平成24年 6 月29日 (金)

号外 第 9 1 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	3
職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	4
平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	5
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(〃)	6
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(〃)	7
島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	7
公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	9
島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則	(労 働 委 員 会)	9

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	9
島根県公文書管理規程の一部改正	(〃)	11
職員の任命発令式の一部改正	(人 事 課)	12

【公企規程】

手当認定事務に関する専決規程		12
----------------	--	----

【漁調委告示】

島根海区漁業調整委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程		12
隠岐海区漁業調整委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程		13

【内水面漁管委告示】

島根県内水面漁場管理委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程		14
--------------------------------------	--	----

【議会告示】

島根県議会事務局規程の一部改正		15
-----------------	--	----

公布された条例等のあらまし**◇島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第64号）**

1 規則の概要

知事は、ファイル等は、適当と認められる施設内の一定の場所においても保存できることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

- (1) 知事の事務部局の職員並びに議会、人事委員会、監査委員、労働委員会、島根海区漁業調整委員会、隠岐海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の職員、教育庁の各課、教育事務所及び埋蔵文化財調査センターの職員並びに学校以外の教育機関の職員並びに県立学校の職員（一部の職員に限る。）並びに企業局の職員の児童手当の認定に係る権限を、総務部総務事務センター長に委任することとした。（第2条関係）

- (2) 児童手当の認定及び支給に関する事務の一部を総務部総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（第2条関係）

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

◇平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 規則の概要

- (1) 知事の事務部局の職員並びに議会、人事委員会、監査委員、労働委員会、島根海区漁業調整委員会、隠岐海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の職員、教育庁の各課、教育事務所及び埋蔵文化財調査センターの職員並びに学校以外の教育機関の職員並びに県立学校の職員（一部の職員に限る。）並びに企業局の職員の子ども手当の認定に係る権限を、総務部総務事務センター長に委任することとした。（第2条関係）

- (2) 子ども手当の認定及び支給に関する事務の一部を総務部総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（第2条関係）

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

グループリーダー等が専決することができる事項の一部及び地方機関の長が専決することができる事項の一部を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（別表第3・別表第4関係）

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

- (1) 次に掲げる事務を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（第14条関係）

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関すること。

イ 職員の児童手当及び子ども手当に関すること。

(2) 庶務事務集中処理組織を廃止することとした。(第19条関係)

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

◇島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則(規則第69号)

1 規則の概要

- (1) 宿舍貸与申請書の提出は、所属長を経由しないこととした。(第6条・様式第1号関係)
- (2) 宿舍を明け渡すときの検査は、宿舍管理者の指定する者が行うこととした。(第18条関係)
- (3) 職員宿舍・駐車場管理システムを使用して行う手続等の特例を定めることとした。(第21条・第23条関係)
- (4) 規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めることとした。(第24条関係)

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則(規則第70号)

1 規則の概要

- (1) 県の職員が通勤の用に供する自動車を駐車するため行政財産の使用の許可を受けようとする場合における行政財産使用許可申請書による申請については、当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該申請書に代えて職員宿舍・駐車場管理システムを使用して行うことができることとした。(第22条関係)
- (2) 様式の整備

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

◇島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則(規則第71号)

1 規則の概要

扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する事務を総務事務センターにおいて集中処理することに伴う所要の改正(第5条関係)

2 施行期日

平成24年 7 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第64号

島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書の管理に関する規則(平成23年島根県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「事務所内」の次に「その他適当と認められる施設内」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事務の委任等）

第2条 知事は、認定に係る権限を、次の表の職員の範囲に応じて、それぞれ同表の認定者の欄に掲げる者に委任する。

この場合において、認定に関する事務にあつては同表の認定事務取扱機関の欄に掲げる機関が行い、児童手当の支給に関する事務にあつては同表の支給事務取扱機関の欄に掲げる機関が行うこととする。

職員の範囲		認定者	認定事務取扱機関	支給事務取扱機関
知事の事務部局の職員並びに議会、人事委員会、監査委員、労働委員会、島根海区漁業調整委員会、隠岐海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の職員		総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	総務部総務事務センター
教育委員会	1 教育庁の各課、教育事務所及び埋蔵文化財調査センターの職員並びに学校以外の教育機関の職員			
	2 県立学校の職員（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第17条第3項に規定する主任学校司書及び学校司書並びに職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する学校司書専門員を除く。）及び労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）第1条第2項第9号の規定による校務技術員に限る。）			
	3 県立学校の職員（2に掲げる職員を除く。）			
	4 市町村立学校の職員	教育長	当該学校を所管する教	

			育事務所	
警察本部及び警察署の職員	警察本部長	警察本部警務部厚生課		
企業局の職員	総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター		企業局
病院局の職員	病院事業管理者	本局県立病院課		病院局
		中央病院		
		こころの医療センター		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に認定事務取扱機関がした認定その他の行為又は認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為は、この規則による改正後の職員の児童手当の支給に関する規則に規定する認定事務取扱機関（以下「新認定事務取扱機関」という。）がした認定その他の行為又は新認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為とみなす。

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則（平成22年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(事務の委任等)

第2条 知事は、認定に係る権限を、次の表の職員の範囲に応じて、それぞれ同表の認定者の欄に掲げる者に委任する。

この場合において、認定に関する事務にあつては同表の認定事務取扱機関の欄に掲げる機関が行い、子ども手当の支給に関する事務にあつては同表の支給事務取扱機関の欄に掲げる機関が行うこととする。

職員の範囲		認定者	認定事務取扱機関	支給事務取扱機関
知事の事務部局の職員並びに議会、人事委員会、監査委員、労働委員会、島根海区漁業調整委員会、隠岐海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の職員		総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	総務部総務事務センター
教育委員会	1 教育庁の各課、教育事務所及び埋蔵文化財調査センターの職員並びに学校以外の教育機関の職員			
	2 県立学校の職員（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第17条			

	第3項に規定する主任学校司書及び学校司書並びに職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する学校司書専門員を除く。）及び労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）第1条第2項第9号の規定による校務技術員に限る。）			
	3 県立学校の職員（2に掲げる職員を除く。）	教育長	当該県立学校	
	4 市町村立学校の職員	教育長	当該学校を所管する教育事務所	
警察本部及び警察署の職員	警察本部長	警察本部警務部厚生課		
企業局の職員	総務部総務事務センター長	総務部総務事務センター	企業局	
病院局の職員	病院事業管理者	本局県立病院課	病院局	
		中央病院		
		こころの医療センター		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に認定事務取扱機関がした認定その他の行為又は認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為は、この規則による改正後の平成22年度等における職員の子ども手当の支給に関する規則に規定する認定事務取扱機関（以下「新認定事務取扱機関」という。）がした認定その他の行為又は新認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為とみなす。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

島根県事務決裁規則の一部改正を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第3 総務部の表人事課の項第5号グループリーダー等専決事項の欄中(7)から(12)までを削り、同表総務事務センターの項に次の1号を加える。

- | | |
|---------------|--|
| 2 職員の給与に関する事務 | (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定による滞納処分又は民事執行法 |
|---------------|--|

	(昭和54年法律第4号)の規定による強制執行に係る債権差押えにおいて債権者への支払又は供託所に供託を行うこと。 (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による源泉徴収及び年末調整を行うこと。 (3) 地方税法の規定による市町村民税の特別徴収を行うこと。 (4) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の規定による給与支給に関する事務を行うこと。 (5) 給与支給証明書を発行すること。 (6) 人件費予算配当書の受理及び決算説明書を発行すること。
--	--

別表第4中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号から第20号までを5号ずつ繰り上げ、同表第21号中「第11号」を「第8号」に改め、同号を同表第16号とし、同表中第22号を第17号とし、第23号から第26号までを5号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第31号までを2号ずつ繰り上げ、同部総務事務センターの項中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関すること。

(4) 職員の児童手当及び子ども手当に関すること。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第69号

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舍管理規則(昭和43年島根県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「所属長を経由して」を削る。

第18条中「職員」を「者」に改める。

第21条に次のただし書を加える。

ただし、職員が第23条第1項に規定する職員宿舍・駐車場管理システムを使用して行う場合にあっては、この限りでない。

第22条の次に次の2条を加える。

(職員宿舍・駐車場管理システムを使用して行う手続等の特例)

第23条 この規則において定める手続等のうち、次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表右欄に掲げる手続等については、職員宿舍・駐車場管理システム（県が職員に貸与する宿舍及び駐車場の管理に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織で総務部管財課が所管するものをいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。

規 定	手 続 等
第6条第1項	宿舍貸与申請書の提出
第6条第3項	宿舍貸与承認書の交付
第6条の2第2項	自動車保管場所貸与申請書の提出
第6条の2第3項	自動車保管場所貸与承認書の交付
第8条	宿舍入居届の提出
第8条の2及び第14条の2第3項	自動車保管場所使用開始届の提出
第14条の2第1項	自動車保管場所区画変更申請書の提出
第14条の2第2項	自動車保管場所区画変更承認書の交付
第14条の2第3項及び第15条第1項	自動車保管場所使用中止届の提出
第15条第1項	宿舍退去届の提出
第19条第1項及び第2項	宿舍台帳への記載及び宿舍台帳の保管

2 前項の規定により行われた手続等については、当該手続等を書面により行うものとした規定に規定する書面により行われたものとみなす。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第1号中

「

※家賃（月額）	円
---------	---

6 自動車の帯同状況

① 有（ア 普通自動車 イ 軽自動車） ② 無

年	月	日	所属長	㊟
---	---	---	-----	---

(注) 1 異動に伴う申請の場合の所属名及び職名は異動後のものを記入すること。

2 旧所属名は、異動に伴う申請の場合にのみ記入すること。

を

「

※家賃（月額）	円
---------	---

6 自動車の帯同状況

① 有（ア 普通自動車 イ 軽自動車） ② 無

(注) 1 異動に伴う申請の場合の所属名及び職名は、異動後のものを記入すること。

2 旧所属名は、異動に伴う申請の場合にのみ記入すること。

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成 6 年島根県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の 1 項を加える。

- 2 県の職員が通勤の用に供する自動車を駐車するため行政財産の使用の許可を受けようとする場合における前項の規定による行政財産使用許可申請書による申請については、当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を当該申請書に代えて島根県職員宿舍管理規則（昭和43年島根県規則第33号）第23条第 1 項の職員宿舍・駐車場管理システムを使用して行うことができる。

様式第10号中「の 2 月前」を「（の 2 月前）」に、「使用料は、別に発行する」を「使用料は、別に発行する」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第71号

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号及び第 6 号を削る。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

訓

令

島根県訓令第11号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 1 知事印の項備考の欄中「別表第 3 第16号、第22号及び第26号」を「別表第 3 第15号、第21号及び第25号」に改め、同項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 知 事 印 </div>	20ミリメートル平方	人事課長	昇級発令通知書専用
		青少年家庭課長	電子計算機により処理する母子寡婦福祉資金事務に関する印影印刷文書専用
		建築住宅課長	宅地建物取引主任者証、島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証及び県営住宅家賃納入通知書専用
		会計課長	納入通知書及び返納通知書専用

」

を

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 知 事 印 </div>	20ミリメートル平方	青少年家庭課長	電子計算機により処理する母子寡婦福祉資金事務に関する印影印刷文書専用
		建築住宅課長	宅地建物取引主任者証、島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証及び県営住宅家賃納入通知書専用
		会計課長	納入通知書及び返納通知書専用

」

に改め、同表本庁監、課長又はセンター長印の項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 農 林 水 産 部 林 業 課 長 印 緑 化 セ ン タ ー </div>	20ミリメートル平方	林業課緑化センター担当の調整監	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 総 務 部 人 事 課 長 印 </div>	13ミリメートル平方	人事課長	所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく源泉徴収票専用
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 総 務 部 総 務 事 務 セ ン タ ー 長 印 </div>	20ミリメートル平方	総務事務センター長	

を

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 農 林 水 産 部 林 業 課 長 印 緑 化 セ ン タ ー </div>	20ミリメートル平方	林業課緑化センター担当の調整監	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島 根 県 総 務 部 総 務 事 務 セ ン タ ー 長 印 </div>	20ミリメートル平方	総務事務センター長	

に改める。

別表第3中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表第16号中「及び昇給発令通知書（電子計算機により処理するものに限る。）」を削り、同号を同表第15号とし、同表中第17号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同表に次の3号を加える。

28 共済組合員・被扶養者の認定等事務手続基準（昭和54年地共島第419号）に基づく組合員（船員組合員）資格取得届書 互助会加入届及び受領口座設定申込書、被扶養者申告書 遠隔地被扶養者証交付申請書、組合員証等再交付申請書及び基本事項（組合員証等記載事項）変更申告書（電子計算機により処理するものに限る。）

29 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年文部省令第1号）に基づき地方職員共済組合島根県支部が別に定める
総理府
 自治省

地方職員共済組合理限度額適用認定申請書（電子計算機により処理するものに限る。）

30 地方職員共済組法定款に基づき地方職員共済組合島根県支部が別に定める結婚手当金（共済組合）請求書（電子計算機により処理するものに限る。）

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

島根県訓令第12号

本 庁
 地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第26条第1号中「総務部総務課」を「総務部総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

島根県訓令第13号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3項ただし書中「昇給発令通知書」の次に「（当該昇給発令通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

手当認定事務に関する専決規程をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第7号

手当認定事務に関する専決規程

第1条 公営企業管理者の権限を有する知事の権限に属する事務のうち、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する事務（次条及び第3条において「手当認定事務」という。）については、知事の事務部局総務部総務事務センター長の職にある職員（次条において「センター長」という。）が専決することができる。

第2条 手当認定事務についてセンター長が不在のときは、知事の事務部局総務部総務事務センター給与管理グループリーダーの職にある職員が代決することができる。

第3条 手当認定事務のうち、重要若しくは異例であるもの又は疑義のあるものについては、前2条の規定にかかわらず、専決し、又は代決することができない。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 告 示

島根海区漁業調整委員会告示第1号

島根海区漁業調整委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程を次のとおり定める。

平成24年 6 月29日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、島根海区漁業調整委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものを知事の事務部局総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に委任する。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。
- (2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定をすること。
- (3) 規則第9条第2項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当台帳に記載すること。
- (4) 規則第9条第3項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。
- (5) 規則第9条の2の規定による条例第8条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (6) 規則第11条の8第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居届を受理すること。
- (7) 規則第11条の9及び第11条の10の規定による住居手当の月額を決定等をする事。
- (8) 規則第11条の12の規定による条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (9) 規則第12条の3の規定による通勤届を受理すること。
- (10) 規則第12条の4及び第12条の5の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定等をする事。
- (11) 規則第12条の14の規定による条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (12) 規則第12条の15の8の規定による単身赴任届を受理すること。
- (13) 規則第12条の15の9の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額を決定等をする事。
- (14) 規則第12条の15の11第1項の規定による条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (15) 規則第12条の15の11第2項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求める事。

第2条 総務事務センター長は、この規則により委任を受けた権限に属する事務については、必要があると認めるときは、その処理状況を島根海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前日に島根海区漁業調整委員会がした認定その他の行為又は島根海区漁業調整委員会に対してした届出その他の行為は、この告示の規定による総務事務センター長がした認定その他の行為又は総務事務センター長に対してした届出その他の行為とみなす。

隠岐海区漁業調整委員会告示第1号

隠岐海区漁業調整委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程を次のとおり定める。

平成24年 6 月29日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、隠岐海区漁業調整委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものを知事の事務部局総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に委任する。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。
- (2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第9条第1項の

規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定をすること。

- (3) 規則第9条第2項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当台帳に記載すること。
- (4) 規則第9条第3項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。
- (5) 規則第9条の2の規定による条例第8条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (6) 規則第11条の8第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居届を受理すること。
- (7) 規則第11条の9及び第11条の10の規定による住居手当の月額を決定等をする事。
- (8) 規則第11条の12の規定による条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (9) 規則第12条の3の規定による通勤届を受理すること。
- (10) 規則第12条の4及び第12条の5の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額を決定等をする事。
- (11) 規則第12条の14の規定による条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (12) 規則第12条の15の8の規定による単身赴任届を受理すること。
- (13) 規則第12条の15の9の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額を決定等をする事。
- (14) 規則第12条の15の11第1項の規定による条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (15) 規則第12条の15の11第2項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求める事。

第2条 総務事務センター長は、この規則により委任を受けた権限に属する事務については、必要があると認めるときは、その処理状況を隠岐海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に隠岐海区漁業調整委員会がした認定その他の行為又は隠岐海区漁業調整委員会に対してした届出その他の行為は、この告示の規定による総務事務センター長がした認定その他の行為又は総務事務センター長に対してした届出その他の行為とみなす。

内 水 面 漁 場 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第2号

島根県内水面漁場管理委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程を次のとおり定める。

平成24年 6 月29日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、島根県内水面漁場管理委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものを知事の事務部局総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に委任する。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。
- (2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定をすること。
- (3) 規則第9条第2項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当台帳に記載すること。
- (4) 規則第9条第3項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。
- (5) 規則第9条の2の規定による条例第8条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。

- (6) 規則第11条の8第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居届を受理すること。
- (7) 規則第11条の9及び第11条の10の規定による住居手当の月額決定等を行うこと。
- (8) 規則第11条の12の規定による条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (9) 規則第12条の3の規定による通勤届を受理すること。
- (10) 規則第12条の4及び第12条の5の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定等を行うこと。
- (11) 規則第12条の14の規定による条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (12) 規則第12条の15の8の規定による単身赴任届を受理すること。
- (13) 規則第12条の15の9の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定等を行うこと。
- (14) 規則第12条の15の11第1項の規定による条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (15) 規則第12条の15の11第2項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めること。

第2条 総務事務センター長は、この規則により委任を受けた権限に属する事務については、必要があると認めるときは、その処理状況を島根県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に島根県内水面漁場管理委員会がした認定その他の行為又は島根県内水面漁場管理委員会に対してした届出その他の行為は、この告示の規定による総務事務センター長がした認定その他の行為又は総務事務センター長に対してした届出その他の行為とみなす。

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

島根県議会議事局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月29日

島根県議会議長 原 成 充

第9条第2項第6号及び第7号を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 知事の事務部局総務部総務事務センター長の職にある職員（次条において「センター長」という。）は、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する事項を専決することができる。
第10条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 センター長が不在のときは、知事の事務部局総務部総務事務センター給与管理グループリーダーの職にある職員が、その事務を代決する。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。